

平成25年10月定例教育委員会会議の要旨

1 日 時

平成25年10月24日（木）

開会 14時 閉会 16時26分

2 場 所

教育庁教育委員会室

3 出席委員

委員長	山縣 俊郎
委員長職務代理者	稲野 靖枝
委員長職務代理者	岡野 芳子
委員	中田 範夫
委員	宮部 秀文
委員（教育長）	田邊 恒美

4 出席者

教育次長	上野 清
教育次長	竹本 芳朗
審議監	小西 哲也
審議監	河村 行則
教育政策課長	河村 邦彦
教職員課長	廣川 晋
義務教育課長	清時 崇文
高校教育課長	岩本 龍治
特別支援教育推進室次長	石本 正之
社会教育・文化財課長	藤村 恭久
世界アウトジャンボリー開催支援室次長	河村 祐一
人権教育課長	尾崎 敬子
学校安全・体育課長	栗林 正和
教育政策課企画監	濱井 昭巳

議案

議案第1号『山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について』

【概要】

1 改正の趣旨

平成26年度の山口県立公立高等学校の入学定員の策定に伴い、同規則の別表の1の一部を改正するもの。

2 改正の内容

別表の1のうち、以下の事由に伴い、関係学校の第1学年生徒定員等を改める。

- ・周防大島高等学校の学科改編
- ・岩国高等学校坂上分校等の入学定員の変更

3 施行期日

平成26年4月1日から施行する。

報告事項

- ◆『平成26年度(2014年度)山口県立学校教員採用候補者選考試験(第二次試験)の選考結果』について、報告された。

【概要】

※()は昨年度

第二次試験は、志願者1,677人(1,541人)のうち、第一次試験合格者595人(447人)及び第一次試験免除者152人(192人)を対象に実施し、このうち、726人(622人)が受験しました。選考の結果、373人(318人)を採用候補者名簿の登載予定者としてしました。

最終倍率は全体で4.2倍(4.6倍)となり、選考区分、志願区分別の採用候補者名簿登載予定者数及び最終倍率は、次のとおりです。

選考区分・志願区分		名簿登載予定者数	最終倍率
一般選考	小学校	195人 (186人)	2.5倍 (2.4倍)
	中学校	95人 (65人)	5.2倍 (7.1倍)
社会人特別選考	高等学校	48人 (35人)	9.0倍 (11.3倍)
	計	338人 (286人)	4.2倍 (4.6倍)
スポーツ・芸術特別選考	特別支援学校小学部	4人 (2人)	6.5倍 (9.0倍)
	特別支援学校中学部	4人 (3人)	4.5倍 (6.3倍)
博士号取得者特別選考	特別支援学校高等部	5人 (5人)	3.6倍 (2.8倍)
	計	13人 (10人)	4.8倍 (5.1倍)
理療科教諭特別選考	養護教諭	22人 (22人)	4.9倍 (4.5倍)
合計		373人 (318人)	4.2倍 (4.6倍)
身体障害者を対象とした選考		0人 (0人)	一倍 (一倍)
身体障害者を対象とした選考を含む合計		373人 (318人)	4.2倍 (4.6倍)

名簿記載予定者数のうち、社会人特別選考による者は、小学校1人(0人)、中学校0人(0人)、高等学校0人(1人)、スポーツ・芸術特別選考は、中学校3人(0人)、高等学校1人(0人)、博士号取得者特別選考は、0人(一)理療科教諭特別選考は、1人(2人)でした。

◆ 採用について

採用については、平成26年度(2014年度)山口県公立学校教員採用候補者名簿に記載された者の中から必要に応じて決定します。

◆ その他

採用予定者が自信と熱意をもって4月からの教職生活をスタートすることができるよう、採用予定者を対象に着任するまでの心構え等について学ぶ研修を12月26日(木)、27日(金)に実施します。

【 質 疑 】

- 稲野委員：一次試験免除者のうち、前年度採用選考試験第二次試験の総合評価がA、B評価だった者の合格率はどのくらいか。
- 教職員課長：54.8%である。
- 稲野委員：合格率がおよそ半数ということであれば、免除者にB評価だった者まで含める必要があるのか。
- 教職員課長：採用試験については、毎年度、試験の実施状況等を検証し、次年度に向けて改善を行っているところ。
確かに合格率が半分程度ということになっているが、昨年度の一次試験を合格している者なので、一次試験については一定の力を有しているという判断をしている。しかし、二次試験は他の合格者と同様に受験するため、受験生皆が努力する中で、免除者全員が合格するという状況にはなっていないと考えている。
ただ、今後も検証は重ねていく必要があると思っている。
- 岡野委員：身体障害者を対象とした選考について、せっかく枠があるのに志願者が1人しかいない。何か事情があるのか説明をお願いします。
- 教職員課長：今回、身体障害者を対象とした選考も募集枠を8人程度まで広げて募集した。
やはり、教員免許がないと志願できないということで、障害のある方で教員免許を所持している方が少なかったと考えている。

◆『平成25年度人事委員会勧告の概要』について、報告された。

【概要】

第1 給与についての報告及び勧告

1 職員給与と民間給与の比較

(1) 月例給（本年4月時点）

民間給与(A)	職員給与(B)	公民較差(A)-(B)
375,260円	374,179円	1,081円(0.29%)

[参考1] 民間給与と特例条例による減額措置後の職員給与との比較

民間給与(A)	職員給与(B)	公民較差(A)-(B)
375,260円	372,123円	3,137円(0.84%)

(注) 特例条例：知事等の給与の特例に関する条例（平成25年6月まで）

[参考2] 民間給与と臨時特例条例による減額措置後の職員給与との比較（試算値）

民間給与(A)	職員給与(B)	公民較差(A)-(B)
375,260円	345,741円	29,519円(8.54%)

(注) 臨時特例条例：一般職の職員等の給与の臨時特例に関する条例（平成25年7月から）
職員給与(B)は、当該条例を4月に適用したと仮定した場合の試算値

(2) 特別給（ボーナス）

民間の特別給の支給割合（昨年8月から本年7月まで） 3.96月分
（職員の現行の年間支給割合は3.95月分）

[参考] 本年の人事院報告の内容

- ・ 月例給、特別給ともに改定なし
（月例給は給与減額支給措置による減額前の官民較差（0.02%）が極めて小さく、特別給は民間の支給割合（3.95月）と均衡）
- ・ 減額支給措置終了後に、俸給表構造、諸手当の在り方を含む給与制度の総合的見直しを実施できるよう準備に着手

2 給与改定の内容

公民較差、民間の特別給の支給割合及び人事院報告の内容等を勘案し、職員の給与について判断

(1) 給料表

本年4月時点で、民間給与が職員給与を1,081円(0.29%)上回っており、給料表について、所要の改定を行うことが必要（実施時期：平成25年4月1日）

(2) 期末・勤勉手当

民間の支給割合と概ね均衡していること等から、改定を行わないことが適当

3 その他の課題

(1) 給与構造改革における経過措置額

- ・ 他の都道府県の動向及び経過措置額を受給している職員の状況など本県の実情を考慮しながら、制度の廃止に向けて引き続き検討を進めることが必要

(2) 高齢層職員の給与

- ・ 国においては、50歳台後半層の給与水準の上昇を抑制する取組が進められており、本県においても、他の都道府県の動向及び本県の実情等を考慮しつつ、高齢層職員の給与について検討を進めることが必要

(3) 給与制度の総合的見直し等

- ・ 国においては、地域間や世代間の給与配分の見直しなどを具体的な検討課題とした給与制度の総合的見直しが実施できるよう準備に着手
- ・ この見直しは、地方公務員の給与制度にも影響を及ぼすものであり、その動向を注視していくことが必要
- ・ 再任用職員の給与についても、国における検討を注視していくことが必要

4 給与勧告制度の意義と役割

職員の給与は、地方公務員法に定める給与決定原則によるべきであり、本委員会の勧告が尊重されるとともに、給与減額支給措置の特例期間満了後は、給与勧告制度に基づく適正な給与水準が確保されるよう要望

第2 勤務環境の整備についての報告

1 総実勤務時間の短縮

- ・ あらゆる職場において、引き続き、時間外勤務の要因の把握に努め、それぞれの実情に即した、実効性のある時間外勤務の縮減に一層取り組むことが必要
- ・ 管理職員は、適切な勤務時間の管理及び業務の進行管理に努めることが重要
- ・ 年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくりを進めることが必要

2 メンタルヘルス対策等

- ・ 組織的に総合的なメンタルヘルス対策に取り組むとともに、管理職員を中心に、良好な職場環境づくりに努めることが重要
- ・ メンタルヘルスを害する要因となり得るセクシャル・ハラスメントやパワ
- ・ ハラスメントのない職場づくりに向けた取組を進めることが必要

3 職業生活と家庭生活の両立支援

- ・ 職員に対し、支援制度の活用促進に向けた取組を進め、両立支援を更に推進してていくことが必要
- ・ 男性職員が育児休業を取得しやすい勤務環境の整備を図るなど、引き続き、具体的な取組を着実に進めていくことが重要

第3 人事行政の運営についての報告

1 雇用と年金の接続のための取組

- ・ 国家公務員については、閣議決定により、希望者を再任用するものとされたところであり、本県においても、実情を踏まえ制度の構築を検討中
- ・ 検討に当たっては、組織活力や公務能率の確保などと併せ、再任用職員の能力と経験を活かせる制度となるよう留意することが必要

2 人材の確保・育成等

- ・ 民間企業の採用選考活動時期や国家公務員採用試験の日程の後ろ倒し等について状況を見極め、本県においても職員採用試験の日程等の見直しを行いつつ、求める人材を確保する取組が必要
- ・ キャリア形成の促進に向けた人材の計画的な育成のため、職場研修をはじめとした様々な研修や長期的な視点での人材育成に留意した人事管理等が必要
- ・ 女性職員については、政策・方針決定過程へ参画する機会を拡大するなど、引き続き登用の推進が必要

3 人事評価制度

- ・ 公正で納得性の高い人事評価制度の定着に向け、これまでの人事評価やその試行の結果を十分に検証し、更に取組を進めることが必要

4 公務員倫理

- ・ 職員一人ひとりが公務員としての使命感を持って全力で職務に取り組み、行政に対する県民の期待と信頼に応えることが必要

◆ 『平成26年度山口県立中等教育学校及び中学校入学者選抜実施要領及び入学者募集要綱並びに選考検査問題作成方針』について、報告された。

【概要】

1 実施要領及び募集要項並びに選考検査問題（記述式の課題1及び記述式の課題2）作成方針の概要について

（1）実施要領

応募資格、入学定員、出願の手続、選考検査の実施期日・日程・方法、選抜の方法、入学予定者の手続、補欠入学、願書及び調査書の様式・記入例等、入学者選抜に関し必要な事項を定めたもの

（2）募集要項

実施要領記載事項のうち、志願者が出願する際に必要となる事項を中心に示したもの

（3）選考検査問題（記述式の課題1及び記述式の課題2）作成方針

選考検査問題（記述式の課題1及び記述式の課題2）を作成するに当たっての方針を定めたもの

2 実施要領の概要について

(1) 応募資格

保護者（児童に対して親権を行う者をいい、親権を行う者のないときは、未成年後見人という。）の住所が県内にある者で、平成26年3月に小学校等を卒業する見込みのもの

(2) 入学定員

山口県立下関中等教育学校 120人

山口県立高森みどり中学校 40人

(3) 日 程

ア 出願の期間 平成26年1月6日（月）から1月9日（木）午後5時まで

イ 選考検査の実施日 平成26年1月18日（土）

ウ 入学予定者の発表 平成26年1月29日（水）午後4時にそれぞれの学校に掲示する。
受検者全員に郵送で通知する。

(4) 出願の手続

志願者は、次に掲げる書類等を提出する。

ア 入学及び選考検査受検願書

イ 調査書

ウ 受検票を送付するための封筒

(5) 選考検査の方法

ア 面接（個人面接）

イ 記述式の課題1及び記述式の課題2（資料をもとに考えたこと等を問う。）

(6) 選考検査管理委員会

山口県立中等教育学校及び中学校に校長を長とする選考検査管理委員会を置き、厳正を期する。

(7) 選 抜

山口県立中等教育学校長及び中学校長は、調査書及び選考検査の結果により、入学予定者を選抜する。

(8) 入学予定者の手続

ア 入学意思確認書の提出

イ 入学予定者証明書の交付

ウ 市町教育委員会への届出 等

(9) 補欠入学等

入学予定者とならなかった者の中から補欠入学予定者を決定し、入学意思を確認した上、入学予定者に充てる。

補欠入学を実施する期間は、平成26年2月21日（金）までとする。

【 質 疑 】

○稲野委員：選考検査管理委員会の委員は何人ぐらいいるのか。

●高校教育課長：長は校長であるが、人数は各学校によってまちまちである。

協議事項

◆ 『山口県特別支援教育ビジョン第2期実行計画の見直し』について、協議された。

山口県特別支援教育ビジョン第2期実行計画の見直しについて

1 見直しの趣旨

- 現在本県では、第2期実行計画に基づき特別支援教育推進のための取組を展開しています。
- こうした中、対応すべき課題が生じており、昨年度から見直しに向けた検討を始めました。

2 見直しの方法

- 対応すべき課題を踏まえ、見直す項目等を整理し、取組の方向性や内容を追加します。
- ※ 追加した部分以外については、従来の計画に基づいて、引き続き取組を展開します。

3 対応すべき課題

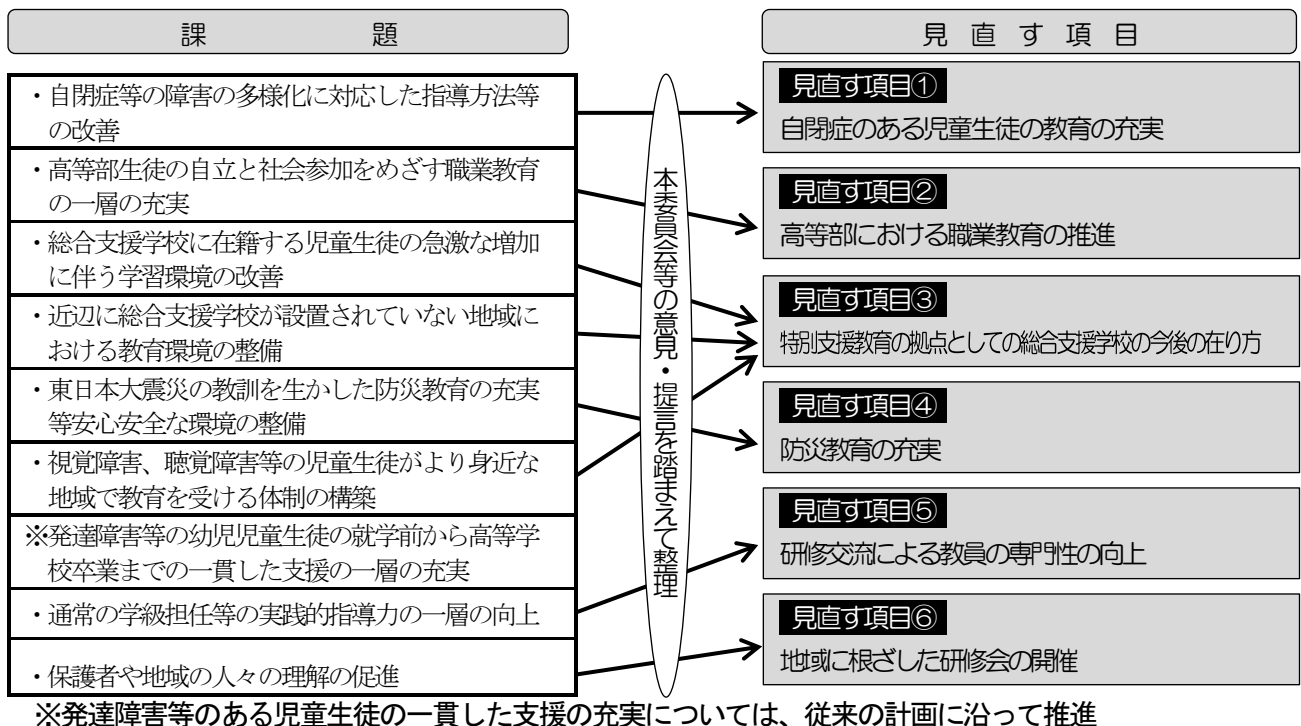
<総合支援学校の在り方に関すること>

- ・ 自閉症等の障害の多様化に対応した指導方法等の改善
- ・ 高等部生徒の自立と社会参加を目指す職業教育の一層の充実
- ・ 在籍する児童生徒の急激な増加に伴う学習環境の改善
- ・ 近辺に総合支援学校が設置されていない地域における教育環境の整備
- ・ 東日本大震災の教訓を生かした防災教育の充実等安心・安全な環境の整備

<幼稚園・小中学校・高等学校等及び地域の特別支援教育の充実に関すること>

- ・ 視覚障害、聴覚障害等の児童生徒がより身近な地域で教育を受ける体制の構築
- ・ 発達障害等の幼児児童生徒の就学前から高等学校卒業までの一貫した支援の一層の充実
- ・ 通常の学級担任等の実践的指導力の一層の向上
- ・ 保護者や地域の人々の理解の促進

4 見直す項目



見直す項目① 自閉症のある児童生徒の教育の充実

現状と課題

- 総合支援学校の特に旧知的障害養護学校（7校）において、自閉症（診断の有無にかかわらず、自閉症の特性があると学校が判断した場合を含む。）のある児童生徒が増加傾向にあります。
- 自閉症の特性に応じた教育課程の運用や具体的な指導や支援は、学部や担任ごとに工夫しているという状況があります。
- 自閉症のある児童生徒への適切な指導や支援に関する学校全体としての専門性の向上が課題となっています。

見直す項目② 高等部における職業教育の推進

現状と課題

- 近年、障害のある生徒の就労を取りまく社会状況は大きく変化してきています。
- 障害者就業・生活支援センターが整備されるとともに、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、障害のある方の法定雇用率が引き上げられるなど、障害者就労支援体制の整備や障害者雇用促進の取組が進んでいます。
- 一方、障害のある生徒の就職先を産業別に見ると、第3次産業の割合が高くなっています。
- 企業の多くは、特定の職業や作業に関する能力に加え、働くことの意義の理解、コミュニケーション・スキル、状況を判断する力、場に応じた言動等を重視するようになってきています。
- 総合支援学校高等部生徒の就職希望者の就職率の一層の向上に向けた、企業等のニーズや生徒の適性等に応じた実践的な職業教育を推進していくことが課題となっています。

見直す項目③ 特別支援教育の拠点としての総合支援学校の今後の在り方

現状と課題

- 総合支援学校における障害種別の在籍状況は、知的障害、病弱のある児童生徒の在籍が増加しています。
- 肢体不自由のある児童生徒の在籍はやや増加傾向にあり、視覚障害、聴覚障害のある児童生徒の在籍は減少かほぼ横ばいの状況にあります。
- 地域の小・中学校の弱視学級、難聴学級に在籍の児童生徒はともに増加の傾向にあります。
- 現在、下関南総合支援学校に設置する視覚障害教育センター、山口南総合支援学校に設置する聴覚障害教育センターの各地域コーディネーターが、地域の小・中学校の弱視学級、難聴学級の児童生徒等への支援を行っています。
- 弱視学級、難聴学級の児童生徒の増加に伴い、より広範囲にわたってのきめ細かな指導や支援を行うことが困難な状況にあります。
- 総合支援学校に在籍する児童生徒の増加への対応が課題となっています。

見直す項目④ 防災教育の充実

現状と課題

- 学校においては、東日本大震災の教訓を踏まえた防災教育の推進や施設の防災機能の強化など、より一層の防災対策の充実が求められています。
- 各総合支援学校では、危機管理マニュアルを作成し、年数回の避難訓練を実施するなどの防災教育を実践しています。
- 様々な危険から児童生徒等の安全を確保するために行われる防災教育の一層の充実のためには、児童生徒等の障害の状態、発達の段階、特性及び地域の実態等に応じて、危険な場所や状況を予測・回避したり、必要な場合には援助を求めたりするとともに、学校、家庭及び地域社会の安全活動に参加・協力し、貢献できるようにすることが大切です。
- 総合支援学校の教職員の危機対応力の強化や、保護者・地域との連携による学校安全の推進などの総合的な取組を推進することも必要です。

見直す項目⑤ 研修交流による教員の専門性の向上

現状と課題

- 小・中学校、高等学校等において特別支援教育を推進していくためには、すべての教員が特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められます。
- 現在、幼稚園、小・中学校、高等学校等の校内コーディネーターを対象とした研修会を開催し、指導事例等を中心とした研究協議や校種間の情報交換等を行っているところです。
- 今後は校内の特別支援教育担当者の専門性を高めるとともに、全校体制による特別支援教育の一層の推進を図ることが課題です。
- より多くの教員が実践的な指導力を身に付け、特別支援教育の専門性の向上を図り、通常の学級に在籍する発達障害のある児童生徒を含め、すべての障害のある児童生徒の教育の充実に向けた取組を進めることが重要です。

見直す項目⑥ 地域に根ざした研修会の開催

現状と課題

- 現在、「山口県特別支援教育フォーラム」の開催や、地域コーディネーターによる研修会の開催などに取り組み、理解の促進を図っています。
- 主に障害のある子どもの保護者や学校関係者など直接特別支援教育に携わる方の参加が多い状況にあります。
- 今後は、広く県民の方の参加を得て、特別支援教育の理解を一層進めることが課題です。
- 「より身近な地域で、県内の多くの方が参加しやすい研修会を開催するなどの検討が必要である。」などの御意見もいただいているところであり、具体的な方策を講ずる必要があります。

【 質 疑 】

- 稲野委員：見直し項目①に自閉症のある児童生徒の教育の充実とあるが、自閉症という障害のみでは総合支援学校に入学できないので、実際の児童生徒にはプラスアルファの症状があるはず。
そうした障害・症状も県教委でしっかりと整理しておかないと、全ての教員が障害を理解し、障害者への支援の仕方を習得するのは難しい。
- 特別支援教育推進室次長：教員の障害に対する理解への支援ということでは、9月に文部科学省から障害の解釈やその対応について示された教育支援資料が届いている。
既に、総合支援学校等に配付しているところであり、その内容については、今後しっかりと周知してまいりたい。
- 稲野委員：小・中学校の特別支援学級で対応していた児童が高等学校へ進学した時に支援が途切れてしまう。支援を継続させる取組が必要である。
- 特別支援教育推進室次長：高等学校における特別な配慮が必要な生徒への対応については、今年度から新たに、県内7地区の高等学校で特別支援教育支援員の配置を始めたところである。現在、成果をまとめている途中でもあり、御意見については、しっかり参考にさせていただきたい。
- 稲野委員：高等部における職業教育の推進について、現在、障害者の雇用を広げようという動きは社会で随分進んでいる。企業ニーズに沿える教育をどのように展開していくかが非常に重要である。
- 特別支援教育推進室次長：企業のニーズを把握することは大変大切だと考えている。
先日も、業界団体と総合支援学校長との意見交換を行い、こういった職業指導を学校教育に取り込んでいけるのか、また、業界からどのようなサポートがいただけるのかについて話を進めており、実のあるものにしていきたい。
- 中田委員：企業と校長の話だけではなく、生徒を実際の仕事現場に連れて行き、自分たちの将来像を見せる、考えさせるという取組も必要。
- 特別支援教育推進室次長：総合支援学校においても、職場見学、現場実習の取組を行っているところである。
現場実習の充実については、事務局でも検討していきたい。
- 宮部委員：現場実習の取組は非常にいい事だが、生徒も全ての産業や職業に向いているわけではないので、こういった仕事があるのか、学校で保有する情報を増やす取組を進めていただきたい。
- 特別支援教育推進室次長：就職支援については、生徒の適性或職種とのマッチング等は重要だと考えているので、検討していきたい。
- 岡野委員：対応すべき課題として、在籍する児童生徒の急激な増加とあるが、学校を訪問した際にも教室が足りない等の話をよく伺うので、この点は少し重点を置いて考えていただきたい。
- 特別支援教育推進室次長：今後の推計はなかなか難しいが、動向をできる限り把握しながら、各学校の状況にあわせて対応を検討していきたい。
- 山縣委員長：現場実習は、学校が個別に企業へ申請を行っているのか、それとも事務局で受け入れてもらえる職場の提案を学校へしているのか。
- 特別支援教育推進室次長：各学校で対応している。また、今年度から就職支援コーディネーターが職場開拓や企業情報の収集・共有にあたっている。

◆『山口県子ども読書活動推進計画（第3次実行計画）骨子案』について、協議された。

山口県子ども読書活動推進計画（第3次計画）骨子（案）

1 策定の趣旨

県では、平成21年3月に、「山口県子ども読書活動推進計画（第2次計画）」を策定し、子どもの読書活動推進のための方策を示し、施策を実施してきた。

また、国においては、平成25年5月に読書活動の施策の基本的方針と具体的な方策を明らかにする新たな基本計画が策定されたところである。

県では、本県のこれまでの取組・成果と課題を踏まえるとともに、国の基本計画を参酌の上、子どもの読書活動をより一層推進するため、今後5年間の山口県における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や取組を示す第3次計画を策定する。

この計画は、今後、市町が、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項に基づいて、各市町における子どもの読書活動の推進の進捗状況を踏まえ、各市町の子ども読書活動推進計画を策定する際の基本となるものである。

2 計画の期間

平成25年度～29年度（5年間）

国の「子ども読書活動推進計画」（平成25年5月策定、計画期間：平成25～29年度）を参酌するとともに、山口県教育振興基本計画（平成25年10月策定、計画期間：平成25～29年度）と同じ計画期間とする。

3 これまでの取組状況等

（1）子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化

① 図書館法の改正

図書館が行う事業として、学習成果を活用して行う教育活動の機会を提供することが追加された。

② 新学習指導要領の全面实施

学校図書館の計画的な利活用を図り、主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実することとされた。また、幼稚園教育要領では、幼児が絵本や物語等に親しめるようにすることが定められた。

③ 情報通信技術の進歩及び普及

近年の情報通信技術の進歩は、子どもの読書環境にも大きな影響を与える可能性があり、電子書籍の急速な普及や平成 24 年に著作権法が改正され、国立国会図書館において電子化された所蔵資料の図書館等へのインターネット送信が可能となった。

(2) 第 2 次計画の取組状況等を踏まえた課題

- 学年が進むに従って読書離れ（不読率増加）の傾向
- 学校図書館における学校図書館資料等の一層の整備・充実が必要
- 最も身近な存在である保護者が、子どもと共に読書に親しむことが効果的であることから、保護者に対する読書活動への理解促進・情報提供が重要
- 学校図書館は、児童生徒にとって身近な場所であり、読書指導の場でもあることから、公立図書館と学校図書館との一層の連携・協力を促進する必要
- 公立図書館におけるボランティア活動は、子どもの読書活動の推進に大きな役割を果たしていることから、民間読書ボランティア団体との連携・協力が必要

4 基本方針

山口県教育振興基本計画の教育目標である「未来を拓く たくましい『やまぐちっ子』の育成」に向け、読書は、子どもが自ら考え、自ら行動し、主体的に社会の形成に参画していくために必要な知識や教養を身に付ける重要な契機となるものである。

また、子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、社会全体で子どもの自主的な読書活動の推進を図るとともに、積極的にそのための環境作りに努める必要がある。

このことから、次の方針のもと、県民総ぐるみで、子どもの自主的な読書活動を推進する。

(1) 県民総ぐるみによる読書活動の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校がそれぞれの役割を發揮するとともに、民間団体との連携・協力を図る。また、子どもに身近な大人が読書活動に理解と関心を持つよう、機運の醸成に努める。

(2) 読書活動を支える環境整備

子どもの主体的な読書活動を支えるため、読書に親しむ機会の提供と図書資料の整備等の環境の充実に努める。

5 具体的な方策

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進

○ 読書活動の理解促進・情報提供

公立図書館のホームページや広報誌等を通じた情報提供 等

○ 家庭での読書の実践

小学校の読書習慣の定着のため、「食事、運動・遊び、読書90日元気手帳」の活用 等

(2) 地域における子どもの読書活動の推進

○ 読書に親しむ機会の提供

「おはなし会」の定期的な開催や春・秋の読書週間中に親子参加のイベントを開催、移動図書館のサービスによる公立図書館のサービスの広域化の促進 等

○ 図書資料の充実

図書館ネットワークシステムの活用による県内の公立図書館、大学図書館との連携による資料の充実 等

○ 学校や幼稚園・保育園、関係機関等との連携・協力

図書の団体貸出、移動図書館の乗り入れ等を通じた学校、幼稚園・保育所、児童館や公民館における読書活動の支援 等

○ 民間団体との連携・協力

民間読書ボランティア団体のネットワーク化により、地域の読書活動に協働して取り組む体制づくりを促進 等

(3) 学校等における読書活動の推進

○ 本とふれあうきっかけづくり

読み聞かせ等を通じた読書活動の促進 等

○ 読書指導の充実

一斉読書活動の継続、学校図書館を活用し、情報収集及び活用能力を向上させるような取組の実施 等

○ 読書環境の充実・整備

学校図書館図書整備5か年計画に沿った図書資料の整備・充実 等

○ 司書教諭等の配置と資質の向上

学校図書館関係者（司書教諭、学校図書館担当教諭、学校図書館担当職員）に対する研修の充実 等

○ 地域、民間団体等による学校への支援

民間読書ボランティアと連携した読書活動の推進、実践例の紹介 等

○ 障害のある子どもの読書活動の推進

タブレット型情報端末やマルチメディアデイジー図書を活用した読書の奨励、推進 等

(4) 県民総ぐるみで読書活動の推進

① 子ども読書支援センターにおける読書活動の推進

○ 家庭、地域、学校等、民間団体における取組への支援

子ども読書支援センターは、高い専門性を活かし、公立図書館をはじめ、家庭、学校、民間読書ボランティア団体等に対する支援を充実し、全県的な推進を図る。

② 社会的機運の醸成

「子ども読書の日」や「文字・活字文化の日」にあわせ、公立図書館を中心に行事の実施 等

○ 子ども読書の日等への取組や特色ある取組の奨励

特色ある取組を実施している民間団体を表彰、取組を奨励 等

6 効果的な推進に必要な事項

(1) 推進体制

① 県の推進体制

県子ども読書支援センターが、県の子ども読書の推進の中核的組織として、家庭・地域・学校へ支援する。

② 市町の推進体制

「子ども読書推進計画」の策定を促し、市町立図書館が読書活動の中心施設として家庭・地域・学校へ支援する。

③ 民間団体との連携・協力

県内で活動している民間読書ボランティア団体等の主体的な活動を促進、ネットワーク化を図り、相互に連携・協働して取り組む。

(2) 財政上の措置

この推進計画において示した各種施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

【 質 疑 】

○中 田 委 員：学校の図書購入予算はどの程度か。

●社会教育・文化財課長：全国的には平成24年度の調査で小学校42万円5千円、中学校59万4千円である。わずかではあるが、年々増加している。
図書購入費は可能な限り充実させたいと考えているが、それ以外にも、公立図書館との連携等により、不足した資料や図書の相互借り入れの取組を引き続き検討してまいりたい。

○岡 野 委 員：今の時代、各学校で全ての本を買いそろえる必要はない。

蔵書データベースを構築して、各学校同士、地域の図書館と連携しながら、お互いに本の貸し借りが出来るような形を考えていくべき。

●社会教育・文化財課長：公立図書館では書籍の電子データ化や、図書の配送事業に既に取り組んでいるところなので、小・中・高等学校についても今後の研究課題としたい。

○稲 野 委 員：最近、学校の課題が出たときに、家に帰ってインターネットで調べることがよくある。インターネットには不確かな情報もあるので、現代社会の中、そういったものを使うことのメリット・デメリットは授業でしっかりと教えてもらいたい。

また、活字の資料・書籍の良さというのもたくさんあるので、こういう場合はどちらを選んだほうがよいということも、読書教育の中で盛り込んでいくことが必要。

●社会教育・文化財課長：情報通信技術の進歩・普及は早く、非常に不確定な部分もたくさんあるが、読書推進という観点から、研究・検討させていただきたい。
また、効果的な電子情報媒体の活用についてもしっかり考えていきたい。

○宮 部 委 員：一番大事なものは、小学校の最初の段階で読書の習慣付けを行うことだと思う。保護者の姿勢、学校のやり方等は様々だが、読書が一つの生活習慣になるようなやり方を考えていただきたい。

●社会教育・文化財課長：今年度から小学校の全児童生徒に「食事、運動・遊び、読書『90日元気手帳』」を配付し、子どもたちの本を読む習慣化の手助けとしている。

◆『山口県いじめ防止基本方針（仮称）の策定』について、協議された。

山口県いじめ防止基本方針（仮称）の策定について

1 いじめ防止対策推進法（以下、法という）について

- 公布（平成25年6月28日に平成25年法律第71号）
- 施行（平成25年9月28日）
- いじめ防止基本方針（国）の策定（平成25年10月11日）

2 法の概要

(1) 主な内容：いじめ防止等のための対策を総合的に推進するための規定

- いじめの定義、対策の基本理念、いじめの禁止、国や地方公共団体、学校等の責務
- 国、地方公共団体、学校等による「いじめ防止基本方針」の策定等
- いじめの防止等のための基本的施策、及び重大事態への対処

(2) いじめ防止等のための取組

項 目	国	地方公共団体	学校
いじめ防止基本方針策定	義務	努力義務	義務
いじめ問題対策連絡協議会設置	—	設置可能	—
学校におけるいじめ防止等の対策のための組織	—	—	義務
附属機関（地方いじめ基本方針に基づく実効的組織）	—	設置可能	—
調査等を行う組織	—	設置可能	設置可能

3 山口県いじめ問題対策会議の設置について

【設置趣旨】

本会議は、今後の本県におけるいじめ問題に係る対策等について、学校関係者、学識経験者、関係機関等の多様な協力者の参画を得て、総合的・効果的な実践的対策として、山口県いじめ防止基本方針を策定するため、設置するものである。

【委員】

	所 属	役 職	氏名（調整中）
1	国立大学法人山口大学教育学部	教授	
2	公立大学法人山口県立大学社会福祉学部	教授	
3	県PTA連合会、高等学校PTA連合会	会長（2）	
4	県臨床心理士会	SC担当	
5	県社会福祉士会	SSW担当	
6	市町教育長	教育長（2）	
7	小・中・高等学校（公立、私立）	校長（4）	
8	山口地方法務局人権擁護課	課長	
9	県警少年課	課長	
10	児童相談所	所長	
11	学事文書課	課長	
12	こども未来課	課長	
13	教育庁各課	課長	

※ 11月に第1回会議を開催し、その後、弁護士、インターネットの専門家等からの意見聴取も行い、年度内のできるだけ早い時期でのとりまとめを予定。

いじめ防止対策推進法（概要）

一 総則

- 1 「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校（※）に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。

※小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）

- 2 いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めること。

二 いじめの防止基本方針等

- 1 国、地方公共団体及び学校の各主体による「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定（※）について定めること。

※国及び学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務

- 2 地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができること。

三 基本的施策・いじめの防止等に関する措置

- 1 学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として①道徳教育等の充実、②早期発見のための措置、③相談体制の整備、④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定めるとともに、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として⑤いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、⑥調査研究の推進、⑦啓発活動について定めること。
- 2 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと。
- 3 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として①いじめの事実確認、②いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、③いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携について定めること。
- 4 懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置を定めること。

四 重大事態への対処

- 1 学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとすること。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、1の調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 地方公共団体の長等（※）に対する重大事態が発生した旨の報告、地方公共団体の長等による1の調査の再調査、再調査の結果を踏まえて措置を講ずること等について定めること。

※公立学校は地方公共団体の長、国立学校は文部科学大臣、私立学校は所轄庁である都道府県知事

五 雑則

学校評価における留意事項及び高等専門学校における措置に関する規定を設けること。

（一から五までのいずれも、公布日から起算して三月を経過した日から施行）

いじめの防止等のための基本的な方針（概要）

- いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）
（いじめ防止基本方針）

第11条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
 - 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
 - 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

- いじめ防止対策推進法制定の意義、基本理念、組織的対策
- いじめの定義、いじめの理解
- いじめの防止等に関する基本的考え方

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のために国が実施する施策

- いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置等
 - ・ 国の基本方針の策定と、より詳細な指針の策定
 - ・ 法に基づく取組状況の把握と検証（「いじめ防止対策協議会（仮称）」の設置）
 - ・ 重大事態の調査組織等設置を支援するため、職能団体等との連絡体制構築
- いじめの防止等のために国が実施すべき施策
 - ① いじめの防止（豊かな心の育成、子供の主体的な活動の推進、いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保・資質能力向上、調査研究等の実施、普及啓発）
 - ② 早期発見（教育相談体制の充実、地域や家庭との連携促進）
 - ③ いじめへの対処（多様な外部人材の活用等による問題解決支援、ネットいじめの対応）
 - ④ 教員が子供と向き合うことのできる体制の整備

2 いじめの防止等のために地方公共団体が実施すべき施策

- 地域基本方針の策定
 - ・ 国の基本方針を参考に、条例などの形で、地域基本方針を定めることが望ましい
- いじめ問題対策連絡協議会の設置
 - ・ いじめ問題対策連絡協議会を設置することが望ましく、その構成員は、地域の実情に応じて決定
- 第14条第3項に規定する教育委員会の附属機関の設置
 - ・ 地域の実情に応じ、附属機関を設置することが望ましい
 - ・ この附属機関には、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めることが必要
- 地方公共団体が実施すべき施策
 - ・ 地方公共団体として実施すべき施策、学校の設置者として実施すべき施策

3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

- 学校いじめ防止基本方針の策定
 - ・ 国や地方公共団体の基本方針を参考に、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向、取組の内容等を定める
- 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織
 - ・ 学校におけるいじめの防止・早期発見・対処等、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織。必要に応じて、外部専門家を活用
 - ・ いじめに関するわずかな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、教職員で抱え込まずにすべて当該組織に報告・相談し、当該組織を中核として組織で対応
- 学校におけるいじめの防止等に関する措置
 - i) いじめの防止
 - ii) 早期発見
 - iii) いじめに対する措置

4 重大事態への対処

(1) 学校の設置者又は学校による調査

i) 重大事態の発見と調査

【重大事態】

- ・ いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき：児童生徒が自殺を企図した場合等
- ・ いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき：不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手
- ※ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき：重大事態が発生したも
のとして報告・調査等にあたる

○調査主体：学校の設置者又は学校

○調査を行うための組織：

- ・ この組織は、職能団体や大学、学会からの推薦等により専門的知識及び経験を有する第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保するよう努める
- ・ 学校の設置者が調査主体となる場合：公立学校の場合、第14条第3項の附属機関を調査組織とすることが望ましい。この附属機関は平時からの設置が望ましい
- ・ 学校が調査主体となる場合：学校に置かれた「いじめの防止等の対策のための組織」を母体とし、事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる

○事実関係を明確にするための調査の実施

- ・ 学校の設置者・学校の、たとえ不都合なことがあったとしても事実にはっきりと向き合おうとする姿勢が重要

ア) いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合：いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施

イ) いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合：当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取

- ※ 自殺事案の調査は、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」を参考とする。なお、国は当該指針の必要な見直しを速やかに検討する

ii) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

- ・ 学校の設置者又は学校は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する責任を有する
- ・ 質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要

② 調査結果の報告

- ・ 希望に応じて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見を調査結果の報告に添える

(2) 地方公共団体の長等の再調査及び措置

i) 再調査

- ・ 職能団体や大学、学会からの推薦等により専門的知識及び経験を有する第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保するよう努める
- ・ 再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任がある

ii) 再調査の結果を踏まえた措置等

- ・ 再調査の結果を踏まえた必要な措置を講ずる

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

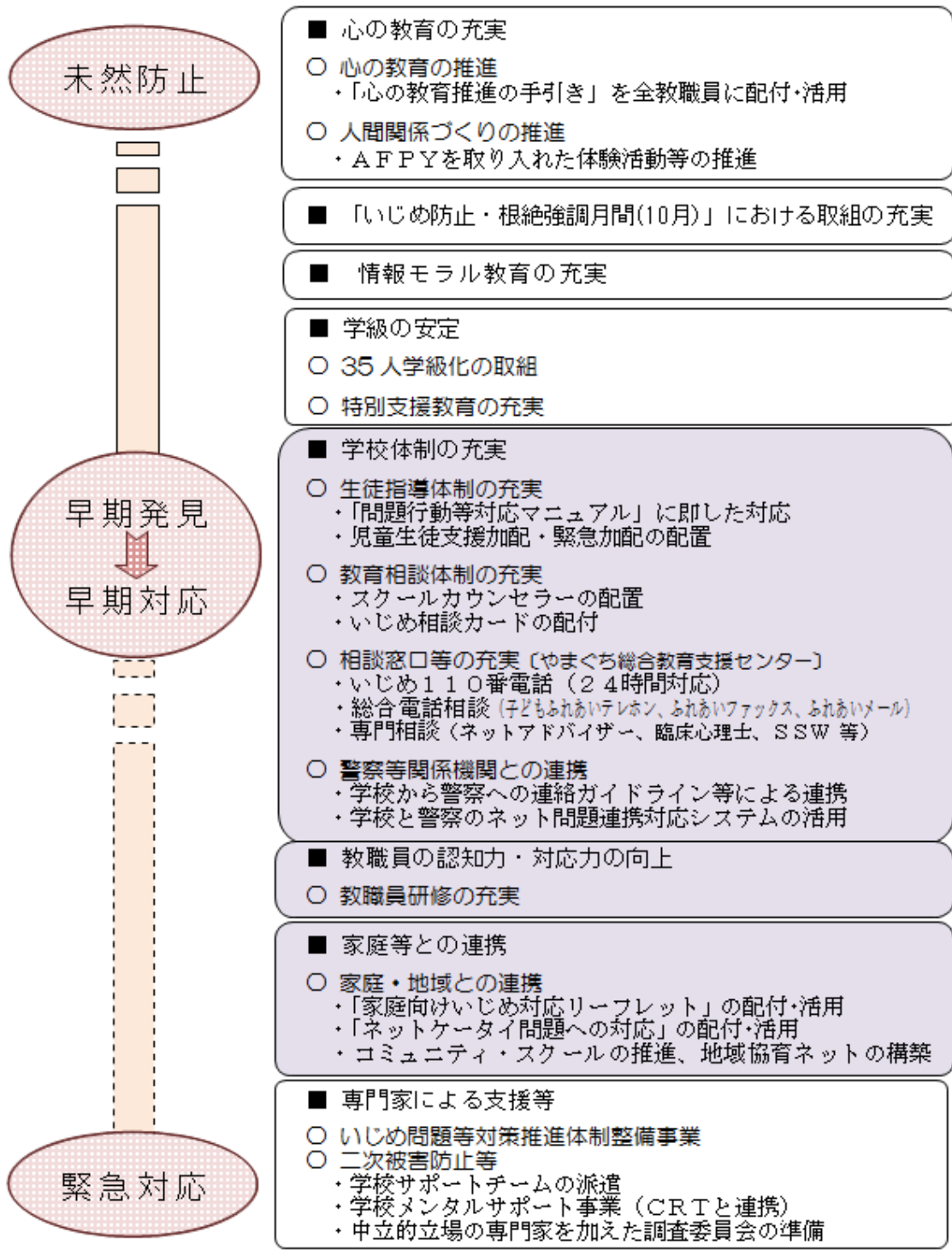
- ・ 国は、当該基本方針の策定から3年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる

いじめ問題への対応

1 基本認識

- 「いじめは、人間として絶対に許されない行為」「いじめはどの子どもにもどの学校にも起こりうる」との認識が重要
- 児童生徒の生活状況の細かな把握や教職員のいじめの本質の理解などを含め、「未然防止」「早期発見・早期対応」の取組が何より重要
- いじめを認知した場合は、対応チームにより学校全体の課題として迅速・的確に対応（事実を明らかにしていく姿勢）

2 基本対応 - 県教委の主な取組



【 質 疑 】

- 岡 野 委 員：県が策定する方針と市町が策定する方針との整合性をどのように図っていくのか。
- 学校安全・体育課長：山口県いじめ問題対策会議には、市町教育長、小中学校長にも参画していただくこととしている。
また、市町教育委員会とも情報を共有しながら、より実効性のある方針にしていきたい。
- 稲 野 委 員：策定される基本方針が形だけではなく、実働していくためのシステムづくりが大事である。
- 学校安全・体育課長：おっしゃるとおりと考えている。
学校において、実効的な対策がなされるよう、PDCAサイクルに基づき、適宜・適切に対応していきたい。
- 山 縣 委 員 長：いじめ防止基本方針ができれば、それなりの成果は上がると思うが、未然防止・早期発見の基本は、日々、先生方が児童生徒と向き合ってケアをしていくことにある。
- 学校安全・体育課長：学校の教職員の研修等も充実させていくことが必要だと考えている。
基本方針を策定したことで、より学校で未然防止対策が実効性を発揮出来るような基本方針にしていきたい。

【 主 な 意 見 】

- 稲 野 委 員：いじめ問題対策会議の委員に弁護士や医師が入っていないが、今後、附属機関や調査等を行う組織を立ち上げるのであれば、最初の段階から関わっていただくべき。
- 田 邊 教 育 長：山口県いじめ防止基本方針について、本日いただいた御意見をしっかりと踏まえて策定し、県民の皆様に安心していただける取組となるよう努めてまいりたい。

『世界スカウトジャンボリー開催に向けた取組』について意見交換した。

【概要】（報告書から一部抜粋）



日本ジャンボリーにおける 山口県の取組 報告書



平成 2 5 年 9 月
世界スカウトジャンボリー
山口県支援委員会

1 第16回日本ジャンボリーの概要

(1) 開催期間 平成25年7月31日(水)～8月8日(木) 9日間

(2) 参加者数

① 大会参加者 14,400人

小学6年生～高校3年生年代のスカウト・指導者・スタッフ

※山口県から、205人が参加

(内訳) 本部派遣員 5人

派遣隊指導者 20人

派遣スカウト 180人

※海外52の国・地域から、1,400人が参加



山口県連盟結団式の様子(県庁)



海外52の国・地域からの参加

② 見学者等 13,288人

デイビジター、オープン参加による県民等の参加

(内訳) 県民等特別招待者 6,119人

日本連盟デイビジター 6,902人

オープン参加者 267人

(3) 会場 山口市阿知須きらら浜(286ha)

(4) テーマ 「和:a Spirit of Unity」

(5) 主な内容

○場内プログラム

平和、健康、環境、人権等をテーマに、体験を交えながら学習する。

○地域プログラム

全国・海外のスカウトが県内全ての市町を訪れ、児童生徒や地域の方との交流を行う。

○広島市での平和プログラム

広島市を訪れ、平和公園等で平和について学習する。

(6) 日 程

	午 前	午 後
7月31日(水)	入 場・設 営	
8月 1日(木)	設 営	開会式 15:30～
8月 2日(金)	場内プログラム	
8月 3日(土)	場内プログラム・平和プログラム(広島市)	
8月 4日(日)	文化交流日	アリーナショー16:00～
8月 5日(月)	場内プログラム・地域プログラム	
8月 6日(火)	場内プログラム・地域プログラム	
8月 7日(水)	場内プログラム	閉会式 19:00～
8月 8日(木)	撤 収・退 場	

(7) 会 場 図



4 青少年の交流促進

(1) 学校での児童生徒とスカウトの交流

日本ジャンボリーにおいて、国内外のスカウトが県内各市町を訪問し、社会見学や学校訪問を行う地域プログラムが実施された。

各訪問学校では、児童生徒の国際理解を深めるとともに、豊かな国際感覚を醸成するため、各地域の文化・生活の紹介や親睦を深める体験活動などを行い、スカウトとの交流を図った。

① 訪問日及び訪問校

市 町	訪問日	訪 問 校		
		小 学 校	中 学 校	高校・特別支援学校
和木	8/5	和木小学校	和木中学校	
岩国	8/5	岩国小学校 川下小学校	東中学校	岩国工業高校
周防大島	8/6	久賀小学校※1 島中小学校※2 浮島小学校※2 安下庄小学校※2	久賀中学校※1	周防大島高校
柳井	8/6	柳井小学校 柳東小学校 柳北小学校	柳井中学校	
上関	8/5	上関小学校※3 祝島小学校※3	上関中学校※3	
平生	8/5	平生小学校	平生中学校	
田布施	8/5	東田布施小学校	田布施中学校	
光	8/6	浅江小学校 岩田小学校	室積中学校	
下松	8/6	下松小学校 東陽小学校	下松中学校	華陵高校
周南	8/5	徳山小学校 遠石小学校 岐山小学校 桜木小学校	岐陽中学校 秋月中学校	
防府	8/5	牟礼小学校※4 牟礼南小学校※4 中関小学校 西浦小学校※5	桑山中学校 佐波中学校 華西中学校※5	防府商工高校
山口	8/6	小鯖小学校 小郡南小学校 さくら小学校	阿知須中学校 徳地中学校	野田学園高校 山口南総合支援学校
宇部	8/5	鶯ノ島小学校 黒石小学校	厚東中学校	宇部西高校
山陽小野田	8/6	高泊小学校 本山小学校 厚陽小学校※6	竜王中学校 厚陽中学校※6	
美祢	8/6	重安小学校 赤郷小学校 嘉万小学校	伊佐中学校	
下関	8/6	生野小学校 川中小学校 一の宮小学校	垢田中学校	長府高校 梅光学院高校
長門	8/5	通小学校※7 仙崎小学校※7	深川中学校	大津緑洋高校
萩	8/5	椿西小学校 白水小学校 紫福小学校 相島小学校	萩東中学校	
阿武	8/5	福賀小学校※8	福賀中学校※8 阿武中学校	
計82校		47	25	10

※は、同じ番号の学校と合同開催

※8の福賀小・中については町の歓迎行事に参加

8 ジャンボリー野営地の整備

(1) ジャンボリー野営地の整備

① 未利用エリアについて

未利用エリアのうち、地盤の低い部分（1.7ha）の造成・芝生植栽をし、野営地として使用した。

② 防災公園エリアについて

防災公園として整備中のエリア（約4.8ha）のうち、一部を野営地として使用した。



③ 成果

8月4日の雷雨により、野営地内に水たまりが発生し、一部区画において野営が不可能となったが、テント設営場所の一時的な移動等により、9日間の野営生活を行うことができた。

【野営地の状況】

未利用エリア（アニマルハブ）



防災公園エリア（バードハブ）



野営地の様子①



野営地の様子②



雷雨直後の野営地の被害状況①



雷雨直後の野営地の被害状況②



世界スカウトジャンボリー等について 参考資料(1)

【概要】

名 称	第23回世界スカウトジャンボリー (23WSJ)	第16回日本ジャンボリー(16NJ) 第30回アジア太平洋地域スカウトジャンボリー
主 催	世界スカウト機構 (主管:公益財団法人ボーイスカウト日本連盟)	公益財団法人 ボーイスカウト日本連盟
日 程	H27年7月28日～8月8日(12日間)	H25年7月31日～8月8日(9日間)
会 場	山口市きらら浜 (総面積: 286ha)	
参 加 者	大会開催時14歳～17歳のスカウト 指導者・スタッフスカウト	大会開催時小学6年生～高校3年生年代 のスカウト・指導者・スタッフ
参加者数	162の国・地域から30,000人 【スカウト : 24,000人】 (海外 : 18,000人) (日本 : 6,000人) 【スタッフ : 6,000人】	53の国・地域から14,400人 【スカウト : 11,800人】 (海外 : 1,200人) (日本 : 10,600人) 【スタッフ : 2,600人】 (うち海外 : 200人)
大会テーマ	「和」 (調和・協調性・平和・日本を意味する)	
プログラム	<p>○場内プログラム【きらら浜】 文化、科学、環境等をテーマに、体験を交えながら学習する。</p> <p>○地域プログラム【県内全市町】 スカウトが県内を訪問し、体験活動や学校訪問等を通じて県民と交流する。</p> <p>○平和プログラム【広島市】 広島平和公園等で平和について学習する。</p>	

【スケジュール】

世界スカウトジャンボリー

		7/28	7/29	7/30	7/31	8/1	8/2	8/3	8/4	8/5	8/6	8/7	8/8
		火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
午 前	入場	設営	プログラム			プログ ラム	アリーナ ショー	プログラム				プログ ラム	撤収 退場
午 後	設営	開会式	地域プログラム					地域プログラム				閉会式	
一般見学者		/	/	○	○	/	/	○				/	/

日本ジャンボリー

		7/31	8/1	8/2	8/3	8/4	8/5	8/6	8/7	8/8	
		水	木	金	土	日	月	火	水	木	
午 前	入場	設営	プログラム			アリーナ ショー	プログラム		プログ ラム	撤収 退場	
午 後	設営	開会式					地域プログラム		閉会式		
一般見学者		/	午後のみ	○			午後のみ	○		午後のみ	/

【 質 疑 】

○稲野委員：できるだけたくさんの児童生徒が海外のスカウトと交流・体験できる機会を増やしていただきたい。
今回の日本ジャンボリーでは、地域プログラムで行ってもらう学校はどのような形で選定したのか。

●世界スカウトジャンボリー

開催支援室次長：今回は世界スカウトジャンボリーのプレ大会ということもあり、市町教育委員会から推薦を受けるという形で選定した。
世界スカウトジャンボリーに向けては、できれば全ての学校で海外のスカウトを受け入れていただきたいと考えている。
なるべく、多くの児童生徒が交流できるよう取り組んでまいりたい。

○岡野委員：今回の日本ジャンボリーでどういう問題点が出たのか伺う。

●世界スカウトジャンボリー

開催支援室次長：①8月4日の激しい雷雨により、一部の土地が浸水し、スカウトの野営に支障が生じたため、雨水対策の強化が必要である。
②そうした場合の一時避難場所の拡充が必要である。
③7月から8月の暑い中で、熱中症になった者が多数出たため、暑さ対策、救護体制の充実が必要である。
④トイレ、シャワーの数が少なかったため、主催者であるボーイスカウト日本連盟と連携して検討が必要である。
⑤迎える人数が増え、イベントの規模が大きくなることから、更なるボランティアや通訳の人員確保が必要である。
県民力、おもてなしの心の発揮による地域総がかりでの体制構築に取り組んでいく。
⑥食事について、衛生管理も考慮して、パン食が多かったが、配給されたパンが不評であったため、これについても日本連盟と連携して考慮する必要がある。

【 主な意見 】

○山縣委員長：この機に、児童生徒の海外の方との触れ合いを積極的に図っていただきたい。
また、併せて外国語を学ぶ機会とする、習得度を高める等の取組も進めていただきたい。

●田邊教育長：世界スカウトジャンボリーについては、県民力・地域力が発揮出来る取組も考えてまいりたい。
また、高校生の語学ボランティア等の活用をはじめとして、子どもたちの国際理解はもとより、国際感覚が醸成できるような取組を進めてまいりたい。